

## 《運営委員の選任についての細則》

【運営委員】 保護者12～14名

第1条 運営委員の選出については、下記の通りとする。

1. 各学年2名以上選出とする。
2. 選出時期は次の各号のとおりとする。
  - (1) 新2年生から新6年生までの学年  
前年度末の立候補開始時から当該年度4月の最初の保護者会までの間に選出する。
  - (2) 新1年生の学年  
入学後、最初の保護者会において選出する。

【本部役員】 運営委員 内、6名（会長1名、副会長3名、会計2名）

第2条 本部役員の選出については、下記の通りとする。

1. 会長、副会長、会計への選任は1年とする。  
ただし、本人の希望による再任は妨げない。
2. 役員の選出が立候補以外の場合、役員経験者はその対象外とする。
3. 会長経験者は子どもの数に関係なくその後の運営委員を免除とする。  
ただし、本人の希望による再任は妨げない。

【各部長】 運営委員 内、3名（校外部、企画部、松中運営協議会\*他役職者が兼任可）

第3条 部長の選出については、下記の通りとする。

1. 各部部長への選任は1年とする。ただし、本人の希望による再任は妨げない。
2. 部長選出が立候補以外の場合、部長経験者はその対象外とする。  
※体制変更のあった令和3年度以前の部長経験者は対象となりません。

【会長への免除】

第4条 第一子が1年生の保護者は免除とする。

【細則の改正】

第5条 この細則は、会則第21条に基づき運営委員会において改正できる。

(付則) この細則は、令和7年5月10日より実施する。

令和8年2月16日 一部改正

## 付録

### 運営委員の選出方法(詳細)

- ① 運営委員より次期運営委員への立候補者の確認をします。(前年度3学期～4月中旬)  
※立候補する際、兄弟姉妹がいる方はなるべく上のお子さんからお願いします。  
※規定数より立候補者が多い場合は話し合いで決定いたします。  
↓
- ② 規定数に満たない場合は、運営委員経験のない方から児童一人につき各一回を目安に優先してお声がけします。  
↓
- ③ お声がけした方のなかで、話し合いにて決定いたします。  
※これまでは最終的にじゃんけんで決定しておりましたが、決定方法も含めて話し合いをお願いいたします。(じゃんけんでも可)  
※平成26年度までのクラス委員歴は運営委員免除の対象にはなりません。

### クラス委員について

- ① 「まつきちの会」では、個人に帰属する業務負担の軽減のため、クラス委員は運営委員とは別に選出いたします。  
ただし、新年度運営委員(予定者)自らの立候補である場合は兼任も可能とします。
- ② 新年度最初の保護者会にて各学級2名を話し合いにて決定いたします。
- ③ 6年生クラス委員は、卒業対策委員としての活動もいたします。
- ④ 結果は最終的に本部役員(副会長)へ連絡し、円滑な業務連携を心がけます。

### 会員区分について

- ① 会員の区分については5月に実施する総会以降に本部役員(会計)より案内される会費の納入をもって最終的に決定いたします。
- ② 年度途中での区分の移行については、特別な事由がある場合に限り会員本人の申し出によって運営委員会にて採決します。
- ③ 各会員区分の管理は本部役員(副会長・会計)が共同で行い、それに則り活動参加への参加協力依頼をいたします。
- ④ 会員の区分情報に関して、会の運営に関わる事柄以外では本人の同意がない限り利用いたしません。